

秘

二  
厚生省官制（参照添附）

勅令第 號

厚生省 官 制

第一條 厚生大臣ハ國民保健、社會事業及勞働ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

體 力 局  
衛 生 局  
豫 防 局  
社 會 局  
勞 働 局

第三條 體力局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 體力向上ノ企畫ニ關スル事項

二 體力向上ノ施設ニ關スル事項

三 體力調査ニ關スル事項

四 體育運動ニ關スル事項

五 妊産婦、乳幼兒及兒童ノ衛生ニ關スル事項

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 衣食住ノ衛生ニ關スル事項

二 衛生指導ニ關スル事項

三 醫事及藥事ニ關スル事項

四 其ノ他國民保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 豫防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 傳染病、地方病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項

二 檢疫ニ關スル事項

- 三 精神病ニ關スル事項
- 四 民族衛生ニ關スル事項

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 社會福利施設ニ關スル事項
- 二 救護及救療ニ關スル事項
- 三 軍事扶助ニ關スル事項
- 四 母子及兒童ノ保護ニ關スル事項
- 五 其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 六 職業ノ紹介其ノ他勞務ノ需給ニ關スル事項

第七條 勞働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勞働條件ニ關スル事項
- 二 工場及鑛山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事項

- 三 國際勞働事務ニ關スル統轄事項
- 四 其ノ他勞働ニ關スル事項

第八條 厚生省ニ勞働局參與十五人以内ヲ置キ勞働局ノ局務ニ參與セシム

勞働局參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第九條 厚生書記官ハ專任十六人ヲ以テ定員トス

第十條 厚生省ニ事務官專任二十五人及理事官專任三人ヲ置ク奏任ト

ス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 厚生省ニ技師專任三十一人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勒任ト爲スコトヲ得

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 厚生省ニ體育官專任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ體育運動ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 厚生屬ハ專任百二十一人ヲ以テ定員トス

第十四條 厚生省ニ技師專任二十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十五條 厚生省ニ體育官補專任五人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承

ケ體育運動ニ關スル事務ニ従事ス

第十六條 厚生省ニ工場監督官、鑛務監督官及調停官ヲ置キ書記官、事務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行竝ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル労働衛生ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務竝ニ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

調停官ハ上官ノ命ヲ承ケ労働争議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 厚生省ニ工場監督官補、鑛務監督官補及調停官補ヲ置キ屬

又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ  
工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ  
事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル  
工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ關スル事務ニ従事ス  
鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル  
労働衛生ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢  
法施行ニ關スル事務並ニ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積  
立金及退職手当法施行ニ關スル事務ニ従事ス  
調停官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ労働爭議調停ニ關スル事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
社會局官制ハ之ヲ廢止ス

參照

○社會局官制 大正十一年 勅令第四百六十號

- 第一條 社會局ハ内務大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲クル事務ヲ掌ル
- 一 勞働ニ關スル一般事項
- 二 工場法施行ニ關スル事項
- 三 鑛業法中鑛夫ニ關スル事項
- 四 工業勞働者最低年齡法施行ニ關スル事項
- 五 退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項
- 六 勞働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 七 勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 八 勞働爭議調停ニ關スル事項
- 九 社會保險ニ關スル事項

- 十 失業ノ救済及防止ニ關スル事項
- 十一 職業紹介法施行ニ關スル事項
- 十二 國際勞働事務ニ關スル統轄事項
- 十三 賑恤救済ニ關スル事項
- 十四 兒童保護ニ關スル事項
- 十五 軍事救護ニ關スル事項
- 十六 其ノ他社會事業ニ關スル事項

第二條 社會局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	勅任
部長	三人 勅任
書記官	專任八人 奏任
事務官	專任二十人 奏任
理事官	專任三人 奏任

技師	專任十四人	奏任
屬	專任八十七人	判任
技手	專任八人	判任

前項職員ノ外健康保險技師專任十人ヲ置ク奏任官ノ待遇トス

第三條 社會局ニ庶務課及左ノ三部ヲ置ク

勞働部  
保險部  
社會部

庶務課ニ於テハ人事、文書及會計ニ關スル事務並他ノ主宰ニ屬セサル事務ヲ掌ル  
勞働部ニ於テハ第一條第一號乃至第八號及第十二號ニ掲クル事務ヲ掌ル

保險部ニ於テハ第一條第九號ニ掲クル事務ヲ掌ル但シ失業保險ニ關スル事務ハ此ノ限ニ在ラス  
社會部ニ於テハ第一條第十號、第十一號及第十三號乃至第十六號ニ掲クル事務並失業保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 社會局ニ局務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

參與ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第五條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ

指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第八條 削 除

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 社會局ニ工場監督官、鑛務監督官及調停官ヲ置キ書記官、事務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行竝ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ヲ掌ル鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛夫ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業ニ於

ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務竝ニ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ヲ掌ル調停官ハ上官ノ命ヲ承ケ労働争訟調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 削 除

第十三條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十四條 社會局ニ工場監督官補、鑛務監督官補及調停官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行竝ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ニ従事ス鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛夫ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業



ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務並ニ鑛業法ノ適用  
ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ關スル事務ニ  
従事ス

調停官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ労働爭議調停ニ關スル事務ニ従事ス

第十五條 健康保険技師ハ上司ノ指揮ヲ承ケ健康保険ニ關スル技術ニ  
従事ス